

2020年 3月12日
九州電力株式会社
玄海原子力発電所

試運用フェーズ3実施後の振り返り (確認対象：品質マネジメントシステムの運用 (PI&R))

2020年2月17日(月)～21日(金)の5日間「品質マネジメントシステムの運用 (PI&R)」のチーム検査試運用を実施いただきましたが、弊社としても原子力規制庁殿の確認の視点や検査に必要な情報を理解することができました。

今回の試運用を通じての弊社からの意見は以下のとおりです。

○今回、以下の事例がありました。

- ・IRRS レポートが指摘していた従来通りの検査方式、即ち、検査官殿が質問を投げかけ証拠書類を提出させるという検査方式の下で実施されましたが、検査官殿の質問の意図や目的の提供が十分でない中、検査官殿の資料要求や質問に対応していました。
- ・結果として、事業者が検査官殿の意図を理解して的確な資料を選び出すのに時間を要したと思います。

新検査制度の目的は、検査対応に費やす資源を削減し、これを安全性の向上に充てることであると考えますので、PI&R の検査における質問の意図について事業者が十分に理解できるよう提示して頂けると検査の効率化にご協力できると考えております。

○マネジメントレビューのチームでは、以下の事例がありました。

- ・原子力規制庁殿指導文書に基づいて事業者が業務の改善等の事業者行為の変更を実施したかどうかの確認が検査行為として実施されていました。
- ・原子力規制庁殿発出の事前質問票の質問リストにもあるとおり、事業者が原子力規制庁殿指導文書を改善提案書（改善が必要と思われる事象を発見した場合に改善を提案する弊社内文書）として処理していた件について、不適合又は是正処置に係る事項に該当しないのかという視点で検査を受けました。

- ・改善提案書として処理する仕組みは、発出者を特定しないため、採用と不採用の処理の2種類ありますが、仕組みの上では原子力規制庁殿指導文書が不採用処理される可能性がある様に見える点を問題視されました。
- ・検査の状況を事業者側の視点から観察すると、担当する検査官殿は、原子力規制庁殿が発出する指導文書の内容は、事業者の活動に反映されなければならないという検査尺度に基づいて検査を実施されている様に見えました。

一方で、弊社は、改善提案のプロセスを使い、当該指導文書に基づく改善を実施しており、パフォーマンス欠陥には該当しないと考えます。

この様な検査手法は、従来型のプロセス検査とまったく同様に、新検査制度の趣旨が反映されていないと思われます。

○内部監査のチームでは、以下の事例がありました。

- ・監査する側の視点での検査であったため、検査対応箇所が弊社本店原子力監査室中心となりました。

弊社本店から玄海原子力発電所への移動及び説明資料の持ち込みを考慮すると、今後、内部監査に関するチーム検査を実施される場合は、弊社本店にて検査を実施する方が合理的であると考えますので、ご検討のほどお願いします。

以 上